

対中国新国際借款団の設立

篠永 宣孝

The Foundation of the new international Consortium in China

Nobutaka SHINONAGA

はじめに

中国事業を独占・支配することを目的として1910年に結成された四国借款団（英仏独米）は、1912年にロシア、日本も加えて六国借款団に拡大されていたが、1913年1月の工業〔実業借款〔emprunt industriel〕の自由化（工業借款を六国借款団の活動範囲から除外する）——同年9月に工業・鉄道借款の完全自由化——、同年3月のアメリカ民主党大統領 W. ウィルソンの借款団からの脱退宣言——同年12月に米国は正式に脱退したので、五国借款団となる——を契機に、国際借款団〔Consortium international〕は徐々に弱体化の途を辿っていった¹⁾。そのうえ、間もなく勃発した第一次世界大戦によって、英日仏露（協商国）の敵対国となったドイツが国際借款団から排除されて四国借款団に縮小していたが、1917年のロシア革命勃発によりボリシェヴィキ政権が旧ロシア政府債務の無効を宣言したのでロシアも排除されることになり、国際借款団は大戦期間中に全く有名無実化してしまっていたのである。

1 第一次大戦期における日・米の対中国借款

第一次大戦の勃発により中国市場において全く手薄となっていたヨーロッパ諸国（英・仏・独・白・露など）に対して、戦時需要やアジア・中国市場の独占によって大戦景気に沸いていた日本とアメリカは、その豊かな資本力を活かして対中国進出を活発化させていく千載一隅の好機が訪れたのである。

(1) 日本の対中国借款

第一次大戦が勃発しヨーロッパ列強は戦争に忙殺されるようになると、日本政府は「天祐」到来とばかりに対中国進出を一段と活発化させた。日本政府（第二次大隈政権）は日英同盟を利用して直ちにドイツに宣戦布告し、ドイツ勢力圏の山東半島やドイツ領南洋諸島を占領していった。ま

表1 西原借款(1917~18年)

(単位:万円)

年月	借款名	引受銀行	金額	期間	利率
1917年1月	第一次交通銀行借款	日本興業・朝鮮・台湾銀行	500	2年	7.5%
9月	第二次交通銀行借款	日本興業・朝鮮・台湾銀行	2,000		8.4%
1918年4月	有線電信借款	中華滙行銀行(日中合併)	2,000	4年	8%
6月	吉会鉄道借款前貸金	日本興業銀行	1,000	40年	7.5%
8月	吉黒金鉱森林借款	中華滙行銀行(日中合併)	3,000	10年	7.5%
9月	満蒙四鉄道借款前貸金	日本興業・朝鮮・台湾銀行	2,000	40年	8%
9月	山東二鉄道借款前貸金	日本興業銀行	2,000	2年	8%
9月	参戦借款	日本興業・朝鮮・台湾銀行	2,000	2年	7%

〔Source: 池田誠『中国現代政治史』法律文化社、1962年、136頁; 鈴木武雄監修『西原借款資料研究』東京大学出版会、1972年、5-6、141-165頁; 谷寿子「寺内内閣と西原借款」『東京都立大学法学会雑誌』第10巻第1号、1969年、98-113頁; Tableau des Emprunts Chinois, 1er Juillet 1919, AEF, B31602〕

た、袁世凱政府に対しては1915年1月18日に二十一カ条の要求を突きつけて中国における利権の拡大を要求した。すなわち、山東省におけるドイツ権益の継承、南満州・東部内モンゴにおける権益の強化(99カ年延長と鉄道敷設権)、漢冶萍公司の日中共同経営、福建省の日本勢力圏への編入、中国政府の政治・財政・軍事顧問への日本人の採用などの一方的要求であった。これに対して中国側ばかりでなく列強諸国も抗議するなか、日本政府は、同年5月8日遂に要求の最後〔第5号〕の大部分を削除して、この要求を袁政府に認めさせたのである。これと並行して、日本は財政窮迫の中国政府に対して種々の借款を供与した。すなわち、1914年に南滿鉄道借款(25万ポンド、利率6.5%)、1915年には、四平街鄭家屯間鉄道借款(500万円、利率5%)、安正鉄道借款(2万ポンド、利率6%)、海蘭鉄道会社借款(10万ポンド、利率7%)、大倉組製鉄資金〔本溪湖煤鉄有限公司〕(200万円、5.2%)などであった²⁾。

さらに、1916年10月に成立した寺内正毅新内閣は、空前の大戦景気で得た巨額資本を利用して、袁世凱を継承して北京政府の実権を握った段祺瑞政権を支援して中国での勢力拡大を図るために、私設特使西原亀三を中国に派遣して大規模な「西原借款」を供与した。「西原借款」は、名目的には経済借款〔工業借款〕であるが実態は政治借款で、1917~18年にかけて、交通銀行第一次借款・交通銀行第二次借款・有線電信借款・吉会鉄道借款前渡・吉黒金鉱森林借款・満蒙四鉄道借款前渡・山東二鉄道借款前渡・参戦借款など8口の借款を日本興業銀行・朝鮮銀行・台湾銀行の特殊3銀行などが引き受け、その総額は実に1億4500万円にも及んだ(表1参照)³⁾。

このように、大戦による好景気で債務国から債権国に転換した日本は、英仏独など列強諸国は何れも戦争で手一杯である間隙を利用して専ら単独行動をとり、満州ばかりでなく中国市場においても独占的地位の獲得を目指したのである。しかしながら、日本政府はこうした大規模借款の資金をすべて日本だけで賄える筈はなかったため、当時世界最大の資本力を擁するアメリカの協力を仰ぐことも想定せざるを得なかったのである。

(2) アメリカの対中国借款

他方、開戦当初中立を維持していたアメリカでは、大戦勃発により閉鎖されたロンドン国際金融市場に取って代わったニューヨーク金融市場の巨大な資金力を背景に、ウォール街の大手投資銀行をリードするピアポント・モルガン〔Pierpont Morgan〕⁴⁾のJ. P. モルガン商会〔J. P. Morgan & Co〕は、とりわけ英仏両国に対する資金調達に専心するようになった。それゆえ、ウォール街の大手投資銀行は混乱の続く中国市場への投資については関心を喪失してしまい、さらに1915年5月のルシタニア号撃沈事件⁵⁾に始まる潜水艦戦問題でドイツとの緊張関係が発生したので、アメリカ政府においても東アジア情勢は一時的に凍結されることになった。そして、1917年4月にアメリカが参戦に踏み切るや、中国での日本の単独行動（「西原借款」）を抑制するような余裕はアメリカにも残されていなかったのである。

ところが、ヨーロッパ諸国からの戦時需要により一躍ヨーロッパの債権国に転換していたアメリカでは、蓄積された巨大な資本力をバックとして、ウォール街大手投資銀行以外の主として二流・三流の金融資本は、逆に1916年から対中国借款を活性化させることになった。まず、1916年4月に、ボストンのリー・ヒギンソン商会〔Lee, Higginson & Co.〕が中国政府との間に500万ドルの借款契約——無担保借款、同商会が中国政府の在米財務代理人となる——、アメリカン・インターナショナル・コーポレーション〔American International Corporation〕（1915年1月設立）が600万ドルの山東・江蘇両省運河借款を相次いで締結した。次いで、同年5月には、シームス＝カレー商会〔Siems-Carey & Co.〕が総額1000万ドルの鉄道請負契約（シームス＝カレー借款）、同年11月にシカゴ大陸商業信託貯蓄銀行〔Continental & Commercial Trust & Savings Bank of Chicago〕副頭取のJ. J. アボット〔John J. Abbott〕が500万ドルの煙酒税第1次借款契約を成立させた⁶⁾（表2参照）。

表2 アメリカの対中国借款（1916～1920年）

（単位：万ドル）

年月	借款名	引受銀行	金額	期間	利率
1916年4月	リー・ヒギンソン借款	リー・ヒギンソン商会	500	3年	6%
4月	山東運河借款	American International Corporation	300	30年	7%
5月	山東淮河借款	American International Corporation	300	20年	7%
5月	シームス＝カレー借款	シームス＝カレー商会	1,000	50年	5%
8月	銀塊購入借款	American International Corporation	毎月銀150～200万 ⁷⁾		
11月	煙酒税第1次借款	シカゴ大陸商業銀行	500	3年	6%
1917年11月	直隸山東運河借款	American International Corporation	600	20年	7%
1919年11月	煙酒税第2次借款	太平洋開発会社	550	2年	6%
1919年	カーチス借款	カーチス商会	200	10年	8%
1920年4月	山東運河借款	American International Corporation	10	1年	8%

〔Source：池田誠『中国現代政治史』法律文化社、1962年、138頁；鈴木武雄監修『西原借款資料研究』東京大学出版会、1972年、3-4、85-92頁；勝田龍夫『中国借款と勝田主計』ダイヤモンド社、1972年、133-141頁；Tableau des Emprunts Chinois, 1^{er} Juillet 1919, AEF, B31602〕

1916年のアメリカによる矢継ぎ早の借款契約に対して、まず日本が山東運河借款はドイツから継承した山東省における日本の特殊権益を侵害しており、鉄道計画に対しては英仏露の三国ともに各国の既得権益に抵触していると抗議した。これに対してアメリカは、運河借款について日米共同実行を申し出て、1917年3月には日本興業銀行とアメリカン・インターナショナル・コーポレーションとの間で運河借款に関する契約要領を締結した。また、鉄道計画で利権が抵触する四国借款団(英仏露日)に対しては、アメリカ政府は、1917年6月にJ. P. モルガン商会を通じて、借款団には復帰しない旨通告したのである⁷⁾。

2 国際借款団の再建に向けて

1916年に入ると俄に英仏の態度が変わってきた。1916年4月に、イギリス政府は、ドイツを国際借款団から排除したものの戦争遂行で手一杯ではあったが、戦時中に日米両国が中国に対して抜け駆けするのを防止し、借款団による事業を継続するために国際借款団の再建をまずフランス政府や日本政府に提案してきたのである。これが新借款団結成に向けての最初の動きであった。イギリス政府は、「中国において様々な国やグループの間での自由競争や『金融スクランブル〔financial scramble〕』のようなあらゆる事態〔tout incident〕を避ける」⁸⁾のを狙った国際借款団の設立目的を喚起させながら、アメリカ金融グループを新借款団へ招き入れるためにフランス(ケ・ドルセ)の同意を求めてきたのである。実際、イギリス政府は、「アメリカ・グループの招き入れは一般的に借款団自身の金融力に貢献することになるのに、まだしばらく先のことではあるが、連合国〔英仏露〕よりもはるかに凌駕した資金力を保有しているに違いない国を除外することは、国際借款団と外部グループとの競争の可能性を高めることになるであろう」⁸⁾と表明した。このイギリス政府の提案に応じて、ケ・ドルセはすぐさま全面的賛同の意を伝えたのである⁹⁾。こうして英仏両政府の合意が得られたので、国際借款団に所属していた〔旧〕アメリカ・グループの銀行家とアメリカ政府への働きかけが開始されることになった¹⁰⁾。アメリカ国務省もまた、1916年6月頃からアメリカ銀行団の国際借款団復帰の可能性を検討し始めていた——1913年のW. ウィルソンの政策転換によってアメリカ金融資本の中国進出は停滞期を迎えていたが、大統領任期の第一期が終わりに近づいた1916年になって対中借款政策の再転換が始まっていたのである——。アメリカ駐在フランス政府金融代表〔délégué financier du gouvernement français aux Etats-Unis〕のオクターヴ・オンベール〔Octave Homberg〕¹¹⁾によると(1916年7月)、ピアポント・モルガンのJ. P. モルガン商会とアメリカン・インターナショナル・コーポレーションとの間、そして、「中国に対するアメリカ金融の公式的不干渉の時期を利用して中国政府に対する特別な地位を築いていた積極果敢な」¹²⁾リー＝ヒギンソン商会との間の利害の対立や見解の相違があったにも拘らず、中国借款問題に対するアメリカ政府の態度は、「アメリカが極東政治における無視できる要素と見なされる」¹²⁾のを恐れ、また1916年7月の中国事業に関する日露秘密協定〔第四次日露協約〕締結の結果、豹変したのである。にもかかわらず、当時の政治的事情やアメリカ銀行家たちの主導権争いの

ゆえに、アメリカの国際借款団への復帰はすぐには実現に至らなかったのである¹³⁾。

1916年9月14日には、財政に窮していた段祺瑞内閣（1916.6～1917.5）は、四国借款団（英仏露日）に対して1000万ポンドの第二次幣制改革〔善後〕借款を申し込んできた。この中国借款の要請と緊急の必要性をまえにして、借款団へのアメリカ・グループの加入にも同意していた唯一活動的なメンバーの日本政府は、1916年12月に「中国の申し入れを吟味し北京で交渉を続けるために、イギリス、フランス、ロシア、日本の銀行の代表者会議を直ちにロンドンに招集すること」¹⁴⁾を提案した。また日本政府は、フランスとイギリスの戦争による財政的困窮を理由として、「アメリカと日本が一時的に借款の全発行分〔tranches〕を買い取り、それを後に五グループの間で分配する」¹⁴⁾ことも受け入れたのである。こうした日本政府による積極的な働きかけにも拘らず、戦争によって金融能力が枯渇していた英仏は、事実上の日本の単独行動に委ねられるのを危惧して、対中国借款（幣制改革借款）と新借款団設立の問題を棚上げにしたのである。

しかしながら、1917年になるとアメリカの銀行団の極東への関心が俄に再燃した。同年1月から開始した日本による「西原借款」は、とりわけアメリカ政府を刺激したのである。他方、日本政府からは、アメリカの銀行による中国での活発な借款活動を懸念して、1000万ポンドの第二次改革借款を検討すべき時がきたとの要請が英仏政府に寄せられた¹⁵⁾。こうして、1917年1月30日に、ロンドンで国際借款団会議が開催され、英仏日露の借款団銀行グループは、アメリカの借款団への復帰と対中国追加借款への参加を要請するとともに、中国に対する1000万ポンドの第二次改革借款を承認し、塩税の余剰〔surplus de la gabelle〕と土地税〔taxe foncière〕を担保として、借款を半分を日本で、半分をアメリカで発行されることが決定された¹⁶⁾。次いで、同年7～8月にアメリカ国務省では中国問題をめぐる日米交渉（石井＝ランシング交渉）の準備作業が行われていたが、その過程で国際借款団再編成の構想が漸く具体化することとなったのである¹⁷⁾。

だがその間、中国情勢が一段と緊迫度を増してきた。1917年3月になると、中国の対独宣戦問題をめぐって、アメリカの意を受けた大総統黎元洪と日本の支援を受けた段祺瑞の対立が先鋭化し、5月23日遂に段の罷免にまで発展した。この黎と段の争いから、安徽督軍張勳が黎元洪を逐って紫禁城に入り、6月30日に清朝の腹辟を宣言した。これに対して、段祺瑞は直ちに討伐軍を組織して張勳軍を壊滅させ（7月12日）、第二次段内閣を組織した（～1917年11月）¹⁸⁾。こうして、1917年3月にドイツとの国交を断絶していた中国は、同年8月14日遂にドイツ・オーストリアに宣戦布告したのである。だが、中国の政局は容易に収まらず、同8月には孫文が広東に軍政府（広東政府）を樹立し、中国は南北分裂（南北軍閥戦争）の時代に突入したのである¹⁹⁾。

中国の参戦によって中国情勢が不利となったアメリカは、1917年11月に石井・ランシング協定——特派大使石井菊次郎と米国務長官ランシングの間で結ばれた協定——を結び、1) 中国の領土保全と門戸開放・機会均等の原則、2) 日本が中国において特殊権益を有することなどが承認された。この協定は中国の犠牲においてなされた日米両国の妥協の産物であった²⁰⁾。しかしながら、中国における1917年からの危機的な政治情勢下においては、幣制改革借款など対中国借款の問題も棚上げとせざるを得なかったのである。

3 新国際借款団の形成²¹⁾

一時中断していた新国際借款団の創設問題がアメリカ政府によって新たに持ち上げられたのは1918年6月になってからであった。アメリカ政府は、全米の銀行で構成される新アメリカ銀行団の形成に仲介の労を取るようアメリカの第一級の銀行に要請した。協力を要請された銀行は、ニューヨークのJ. P. モルガン商会〔J. P. Morgan & C°〕、クーン・レーブ商会〔Kuhn, Loeb & C°〕、ナショナル・シティ・バンク〔National City Bank〕、チェース・ナショナル・バンク〔Chase National Bank〕、ギャランティー・トラスト・カンパニー〔Guaranty Trust Company〕、ボストンのリー＝ヒギンソン商会〔Lee, Higginson & C°〕、シカゴの大陸商業信託貯蓄銀行〔シカゴ大陸商業銀行〕〔Continental & Commercial Trust & Savings Bank〕であった——六国借款団脱退前の旧アメリカ銀行団メンバーであるウォール・ストリートの4大銀行（モルガン商会、クーン・レーブ商会、ナショナル・シティ・バンク、ファースト・ナショナル・バンク）との相違に注意——。これらの7銀行は、政府の要請を受けて直ちに全米の第一級の銀行（37銀行）で構成された最強のアメリカ・グループを組織した（表3参照）²²⁾。

こうして結成されたアメリカ・グループの声明によると、アメリカ・グループはアメリカ政府からの強い要請に基づいて、1)「以前からのアメリカの『門戸開放』政策を中国において維持するのを支援する」²²⁾、2) 利権獲得競争の結果、中国の領土保全が一時的に危うくされることになった国際競争体制に代わって、鉄道・運河・道路建設のような大公共事業の発展にかかわる問題において国際協調の原則を確立する、3) 中国の国内・外国貿易の自然の発展にとって重い足枷になっている中国の貨幣流通を改革する、などの目的で結成された。さらに、「借款団は、一度結成されると、銀行・商工業企業には関心がなく、民間の個人的な発意によってより確かで安定的な活動の場〔champ d'action〕へと中国を変えて行くような鉄道・運河・道路などの大規模な経済的改善〔grandes améliorations économiques〕に関心を持つであろう」と付言した²²⁾。かくして、アメリカ・グループが組織されるや否や、アメリカ政府は新国際借款団の結成——「そのメンバーが中国で個別に保有している利権を共有のものにし、前述の大目的の実現に向けて完全に自由な参加のもとで一緒に仕事をするようになる」²²⁾——に協力しようイギリス・フランス・日本政府に要請したのである（1918年7月）。このようにウィルソン政権とアメリカ銀行団——リーダーシップはモルガン商会、クーン・レーブ商会、ファースト・ナショナル・バンク、ナショナル・シティ・バンクの四大銀行、とりわけモルガン商会が指導権を掌握——の主導で進められた新借款団結成の最大の狙いは、中国において特定国〔特に日本を対象〕による新たな勢力範囲の設定を阻止し、中国市場の自由化を促進することであった。

フランスには、新借款団への招待状は1918年10月8日にアメリカ國務長官ロバート・ランシング〔Robert Lansing〕によってもたらされた。新借款団設立に向けての米英仏日間交渉は、とりわけ日本政府による満蒙地域を新借款団の活動範囲から全面的に除外する要求をめぐって2年間にも

表3 アメリカ・グループの構成 (1920年5月19日)

J. P. Morgan & C°, New-York City
Kuhn, Loeb & C°, New-York City
First National Bank of the City of New-York
National City Bank of New-York
Guaranty Trust Company of New-York
Chase National Bank of New-York City
National Bank of Commerce in New-York
Bankers Trust Company, New-York City
Central Union Trust Company of New-York
Equitable Trust Company of New-York
Harris, Forbes & C°, New-York City
Brown Brothers & C°, New-York City
Lee, Higginson & C°, Boston
Kidder, Peabody & C°, Boston
First National Bank of Boston
National Shawmut Bank of Boston
Continental & Commercial Trust & Savings Bank, Chicago
First Trust & Savings Bank, Chicago
Harris Trust & Savings Bank, Chicago
Illinois Trust & Savings Bank, Chicago
Northern Trust Company, Chicago
Commercial Trust Company, Philadelphia
Girard Trust Company, Philadelphia
Union Trust Company of Pittsburgh
Mellon National Bank of Pittsburgh
St-Louis Union Trust Company, St-Louis
Mercantile Trust Company, St-Louis
Mississippi Valley Trust Company, St-Louis
Anglo & London Paris National Bank, San-Francisco
Bank of California N. A. San-Francisco
Wells Fargo Nevada National Bank of San-Francisco
Whitney Central National Bank, New-Orleans
First National Bank, Portland, Oregon
Ladd & Tilton Bank, Portland, Oregon
Security Trust & Savings Bank, Los Angeles, California
First National Bank, Los Angeles, California
Seattle National Bank, Seattle Washington
Total : 37 banques

[Source : Dossiers préparés par Parmentier pour Doumer du 7 juillet 1921, AEF, B31601 (BIC, Correspondance, N° 77)]

亙り難航したが、結局満蒙の既得権益の除外のみを条件に日本の新借款団加入がようやく認められた²³⁾。こうして、5年間期限の新借款団結成に関する米英仏日の各銀行グループ間の協定が、1920年10月15日にニューヨークで調印されたのである²⁴⁾。ちなみに、結成された新四国借款団のアメリカ以外の各国(イギリス、フランス、日本)銀行グループのメンバーは、次のとおりである(表4、表5、表6、参照)。全米から主要銀行を糾合したアメリカ銀行団と同様に、フランスや日本の銀行団はそれぞれの国の主要銀行を大方網羅していたのに対して、イギリスの銀行団だけ

表4 イギリス・グループの構成 (1920年5月14日)

Hongkong and Shanghai Banking Corporation
Baring & Brothers
British Trade Corporation
London County Westminster & Parr's Bank
J. Henry Schröder & C ^o
N. M. Rothschild & Sons
Chartered Bank of India, Australia and China
Total : 7 banques

[Source : Dossiers préparés par Parmentier pour Doumer du 7 juillet 1921, AEF, B31601 (BIC, Correspondance, N° 77) ; Memorandum of Agreement [8 septembre 1920] , Archives historiques de BNP Paribas, PTC740/1]

表5 フランス・グループの構成

Banque de l'Indochine	(depuis 1909)
Banque de Paris et des Pays-Bas	d ^o
Comptoir National d'Escompte de Paris	d ^o
Crédit Lyonnais	d ^o
Société Générale	d ^o
Crédit Industriel et Commercial	d ^o
Banque de l'Union Parisienne	d ^o
Banque Française pour le Commerce et l'Industrie	d ^o
Crédit Mobilier Français	(depuis 1912)
Total : 9 banques	

[Source : William Oualid, *Le Privilège de la Banque de l'Indochine et la Question des Banques Coloniales*, Paris (Marcel Girard) , 1923, p.155 ; 篠永宣孝「1914年前の対中国国際借款団の成立(上)」,「1914年前の対中国国際借款団の成立(下)」【経済論集】第92号、第93号、2009年3月、2009年7月]

表6 日本グループの構成 (1921年2月26日)

The Yokohama Specie Bank, Ltd. [横浜正金銀行]
The Dai Ichi Ginko, Ltd. [第一銀行]
The One Hundredth Bank, Ltd. [第百銀行]
The Yasuda Bank, Ltd. [安田銀行]
The Bank of Taiwan, Ltd. [台湾銀行]
The Yamaguchi Bank, Ltd. [山口銀行]
The Third Bank, Ltd. [第三銀行]
The Mitsubishi Bank, Ltd. [三菱銀行]
The Industrial Bank of Japan [日本興業銀行]
The Thirty-Fourth Bank, Ltd. [第三十四銀行]
The Mitsui Bank, Ltd. [三井銀行]
The Bank of Chosen [朝鮮銀行]
The Sumitomo Bank, Ltd. [住友銀行]
The Kajima Bank, Ltd. [鹿島銀行]
Jogo Ginko Ltd. (Fifteenth Bank, Ltd.) [第十五銀行]
The Konoike Bank, Ltd. [鴻ノ池銀行]
The Omi Bank, Ltd. [近江銀行]
Total : 17 banques

[Source : Dossiers préparés par Parmentier pour Doumer du 7 juillet 1921, AEF, B31601 (BIC, Correspondance, N° 77)]

は、幹事銀行の香港上海銀行を始めとしたアジア・極東で活動する銀行を中心として構成され、加盟銀行も僅か7銀行で、イギリスの主要銀行を網羅しているとは言い難かった——ここに、イギリス政府は基本的にビジネスの問題に介入しないという自由主義的伝統の影響、アジア・極東での独占を指向する香港上海銀行グループとシティの大銀行（マーチャント・バンク、大商業銀行）との対抗・競争が見てとれるであろう²⁵⁾——。

ニューヨークでの銀行代表団会議で、米英銀行団は新借款団のフランス・グループ（9銀行）への中国興業銀行〔Banque Industrielle de Chine, BIC〕²⁶⁾の加入をフランスに要求した。実のところ、BICが中国で保有していた重要な諸権益を新借款団にもたすことが問題となっていたのである。なぜなら、随分前から中国財政は逼迫し海関・塩税などの財源を担保に借款が行われてきたので、殆ど担保に入れられず未だ唯一残っていたアルコール税やタバコ税——BICの借款や前貸金の担保とされていた——があらゆる方面から求められていたからである²⁷⁾。国際借款団からBICと折り合いをつけるよう依頼されたフランス銀行団幹事のインドシナ銀行は、1920年11～12月に、中国におけるBICの利権や特権を持ちよってBICの借款団への加入を促すようフランス政府に要請した。ケ・ドルセはこの方向でBICに強く借款団への加入を求めたが、BICはBICの寄与・貢献〔apports〕に値すべき条件が提示されていないと反対し、BIC資本金の三分の一を出資した筆頭株主の中国政府に相談し許可を得なければならない義務があるとして——国際借款団以外からの資金調達を目論んでいる中国政府は当然のことながらBICの借款団加入に断固反対——、この招待に容易に応じようとしなかった²⁸⁾。アメリカ政府も同様に、「借款団のフランス・グループが中国におけるフランスの主要な利益を真に代表させるために、フランス政府が再度BICの借款団への加入を求めるよう」、フランス外相G. レイグ〔G. Leygues〕に公式に働きかけた²⁹⁾。このことは、国際借款団の政策が十分に効果的であるためにはBICの国際借款団への統合〔包摂〕が必要不可欠であることをよく物語っていよう。しかしながら、中国政府がこの計略〔combinaison〕を受け入れないであろうことは全く疑いの余地はなかった。1913年のBIC設立の際に指摘したように³⁰⁾、それは中国政府にとっては根本的な問題だったからである。すなわちBICは、諸列強や諸列強の諸銀行の〔借款〕計画と競い合い、それを水泡に帰せしめるために、中国政府の支援と出資を得て設立されたのであり、それゆえ、BICは国際借款団やインドシナ銀行率いるフランス借款団加盟銀行の政策——中国財政をコントロールしようとする——に対抗する政策を実行しなければならなかったからである。そこから、BICに対する借款団メンバー、特にインドシナ銀行からの執拗な敵愾心が生まれてきたのであった。BICの事業が順調に推移している限り、BICは単独行動をとることができたが、インドシナ銀行による財政窮迫したBICへの介入後、インドシナ銀行の要請に頑なに抵抗し続けることができなくなってきた³¹⁾。かくして、1921年1月17日に、外務省アジア課長A. カムレ〔A. Kammerer〕の仲介の下に、BICは国際借款団への参加の可能性についてフランス・グループの代表とともに検討する意向をインドシナ銀行に知らせたのであった³²⁾。しかしながら、BICのその後の展開（BIC救済再建の遅延）は、結局BICの国際借款団加盟問題を棚上げせざるを得なくなるのである。

おわりに

日本による満蒙特殊権益除外論やフランス銀行団へのBIC加入問題の例にもみられるように、英仏米日の四カ国政府・銀行団の利害の対立と妥協の産物として誕生した新四国借款団は、1920年代の中国情勢——軍閥戦争（南北戦争）・中国民族運動の激動——や各国の借款団所属銀行と外部銀行の熾烈な競争のゆえに、何ら積極的な活動〔借款〕を行うことができなかった——四カ国間の相互牽制の役割しか果たせなかった——³³⁾。1924年には、英中会社〔British and Chinese Corporation〕、中国中央鉄道会社〔Chinese Central Railways〕、北京シンジケート〔Pekin Syndicate〕³⁴⁾を代表したW. S. ネイサン少佐〔Major Walter S. Nathan〕(1867-1940)——中国北部でのイギリス利害に関する英外務省の代弁者——とパリバ〔Banque de Paris et des Pays-Bas〕(新借款団のフランス・メンバー)は、新借款団の各国グループのより一層大きな自由化を求めて1920年合意〔accord de 1920〕の修正を計ったが、フランスの幹事銀行・インドシナ銀行などの反対によって流産した³⁵⁾。その結果、1925年に新借款団の事業期間を無期限に延長する再契約を結んだが、結局、日中戦争の勃発によってその機能を停止することになった——1937年に英外務省〔FO〕はフランス政府に借款団の解散を提案したが、フランスの借款団銀行グループの反対によって流産した——³⁶⁾。しかし、その後も、借款団は何も事業をすることなく存続し続け、最終的に1946年8月に解散されたのである³⁷⁾。

注

- 1) 国際借款団の成立過程については、1988年パリ第8大学に提出した篠永宣孝学位論文『中国興業銀行の創立とその崩壊—ベルトロ兄弟の挑戦—〔*La Formation de la Banque Industrielle de Chine —Un défi des frères Berthelot—*〕、第4章第1節、第5章第1節 534-580, 621-649頁〕；同「1914年前の対中国国際借款団の成立(上)・(下)』『経済論集』第92号、第93号、2009年3月、7月；塚本英樹「満州特殊権益をめぐる日本外交—対中国借款を中心に—」『法政史学』第77号、2012年、1-30頁；同「ウィルソン政権とウォール・ストリート——対華六国借款団脱退問題を中心として——(上)(下)』『西洋史学』第112号、第113号、1978年、1979年；久保田祐次「六国借款団と日本」『歴史学研究』No. 930、2015年；副島圓照「善後借款の成立」小野川秀美・島田慶次編『辛亥革命の研究』筑摩書房、1978年、317-346頁；国家資本輸出研究会編『日本の資本輸出—対中国借款の研究—』多賀出版、1986年、28-49頁；E. W. Edwards, *British Diplomacy and Finance in China, 1895-1914*, Oxford (OUP), 1987, pp. 114-195；F. H. H. King, *The Hongkong Bank in the Period of Imperialism and War 1895-1918*, pp. 397-510；William Oualid, *Le Privilège de la Banque de l'Indochine et la Question des Banques Coloniales*, Paris (Marcel Girard), 1923, pp. 154-168；〔Note sur les〕Affaires Chinoises du 12 juillet 1913, Archives historiques de BNP Paribas, PTC740/1
- 2) Tableau des Emprunts Chinois, 1^{er} Juillet 1919, AEF, B31602；鈴木武雄監修『西原借款資料研究』東京大学出版会、1972年、63-65頁；日本興業銀行臨時史料室編『日本興業銀行五十年史』、1957年、230-231頁；松田武「ウィルソン政権の新四国借款団政策——新アメリカ銀行団の結成を中心として——」『史林』第65巻第3号、1982年、1-30頁；山室信一『複合戦争と総力戦の断層』人文書院、2011年、70-114頁；堀川武夫『極東国際政治史序説——二十一ヶ条要求の研究』有斐閣、1958年。
- 3) 寺内内閣が私設特使西原亀三(1873-1954)を中国に派遣して段祺瑞政権に与えた政治借款で「西原借款」と呼ばれた。その目的は、国際借款団の規制外で中国に借款を供給して、それによって日本の勢力拡張を狙うものであった。当時の日本は第1次世界大戦の影響で未曾有の好景気で、国際収支は大きな黒字となり、政府は1918年末までに16億円に近い正貨(外貨)をかかえるに至った。 Cf. 北村敬直編『夢の七十余年西原亀三自伝』平凡社、1965年；勝田龍夫『中国借款と勝田主計』ダイヤモンド社、1972年；鈴木武雄監修『西原借款資料研究』東京大学出版会、1972年、141-165頁；谷寿子「寺内内閣と西原借款」『東京都立

大学法学会雑誌」第10巻第1号、1969年、57-142頁；大森とく子「西原借款について一鉄と金円を中心に」『歴史学研究』419号、1975年；白井勝美「中国と日本—大正時代—」原書房、103-137頁。

- 4) ピアポント・モルガン [Pierpont Morgan] : Jean Pierpont Morgan (1837-1913) の息子でジョン・ピアポント・ジュニア [ジャック・モルガン] (1867-1943)。彼は父の事業を継承し、第一次大戦中はイギリス公債を募集したりして事業を発展させた。父のジョン・ピアポント・モルガンは、金融業者ジュニアス・スペンサー・モルガン [Junius Spencer Morgan] (1813-90) の息子で、モルガン財閥の創始者。1860年に発足したモルガン商会は、マサチューセッツ出身の高名な投資銀行家ジョージ・ピーボディ [George Peabody] によってロンドンに設立されたピーボディ商会 [George Peabody & C°] のアメリカ代理店として出発し、1871年にはフィラデルフィアの金融業者ドレクセル商会 [Drexel & C°] と合併してドレクセル・モルガン商会 [Drexel Morgan & C°] をニューヨークに設立した。ドレクセルが1893年に死亡した後、これを改組して1895年にJ. P. モルガン商会 [J. P. Morgan & C°] が設立された。J. P. モルガン商会は、イギリスからのほぼ独占的な資本輸入業務を通してアメリカの鉄道、鉄鋼などの産業の再編成を進め、1901年には企業合同によりユー・エス・スチール会社 [United States Steel Corporation] を設立した。1911年にジョン・ピアポント・モルガンの要請を受けてモルガン商会のパートナーとなったトーマス・ウィリアム・ラモント [Thomas W. Lamont] (1870-1948) 代表の下で、モルガン商会は戦間期にアメリカ最大の投資銀行、ウォール・ストリートを代表する銀行に発展した。また、J. P. モルガン商会は、イギリスにはモルガン・グレンフェル商会、フランスにはモルガン・ハージェス商会といったパートナーも擁しており、古くから英仏市場と密接な関係を維持していた。 Cf. Ron Chernow, *The House of Morgan: An American Banking Dynasty and the Rise of Modern Finance*, 2001 (ロン・チャーナウ著・青木榮一訳『モルガン家 金融帝国の盛衰』上・下、日本経済新聞社、1993年)；Stanley Chapman, *The Rise of Merchant Banking*, Unwin Hyman Ltd, 1894 (スタンレイ・チャップマン著・布目真生・荻原登訳『マーチャント・バンキングの興隆』有斐閣、1987年)；三谷太一郎『ウォール・ストリートと極東』東京大学出版会、2009年、69-77頁。
- 5) 第一次大戦中の1915年5月7日に、アイルランド沖を通行中のニューヨーク発リヴァプール行きイギリス豪華客船ルシタニア号がドイツ潜水艦に無警告で撃沈された事件。乗客乗員1850名以上のうち1198名(内128名のアメリカ人乗客)が犠牲となった。これが中立国アメリカの世論を刺激して反ドイツ機運を高め、ドイツの無制限潜水艦作戦(1917年2月)を理由に、1917年4月6日のアメリカの参戦を招くに至った。Cf. 山室信一『複合戦争と総力戦の断層』、65-68頁；藤原辰史『カブラの冬』人文書院、2011年、24-27頁。
- 6) 松田武「ウィルソン政権の新四国借款団政策——新アメリカ銀行団の結成を中心として——」『史林』第65巻第3号、1982年；勝田龍夫『中国借款と勝田主計』ダイヤモンド社、1972年、133-141頁；坂本雅子『財閥と帝国主義—三井物産と中国—』ミネルヴァ書房、2003年、112-115頁；鈴木武雄監修『西原借款資料研究』、3-4、85-92頁。
- こうしたアメリカの借款契約に対して、英仏日露の四国借款団は、アメリカと中国が締結した借款は実業[工業]借款といえども実態は政治借款であり「幣制改革借款契約第17条」に抵触しているとして、中国政府に対して抗議したのである。
- 7) [Note sur les]Finances Chinois, s.d., Archives historiques de BNP Paribas, PTC741/13；鈴木武雄監修『西原借款資料研究』、3-5頁；勝田龍夫『中国借款と勝田主計』、133-134頁；有賀夏紀「アメリカ実業界と門戸開放——American International Corporationの中国大運河改修事業——1911-1918」『アメリカ研究』8号、1974年；高橋勝治「中国借款と日米提携——大運河改修をめぐって」『東洋学報』第81巻第3号、1999年、346-373頁。
- 8) Note de Sir E. Grey à P. Cambon du 11 avril 1916 et Dépêche de British Embassy au Quai d'Orsay du 13 juin 1916, MAE(NS), Chine, vol. 374, folio 98-101 ou 102 et vol. 375, folio 11-12；酒井一臣「新四国借款団と国際金融家—国際協調主義の論理と限界—」『史林』87巻2号、2001年、110頁。
- 9) Dépêche du Quai d'Orsay à l'Ambassade britannique à Paris du 24 juin 1916, MAE(NS), Chine, vol. 375, folio 30-32；Réunion tenue à la Banque de l'Indochine le 27 juillet 1916, par les Membres du Comité Française du Consortume Chinois, Archives historiques de BNP Paribas, PTC740/1。
- 戦争中にも拘らず、英仏が新借款団の形成を押し進めることになるのは、日本ばかりでなくアメリカの民間銀行が1916年4月から中国政府と次々に借款契約を締結したからである——1916年4月にリー＝ヒギンソン商会による500万ドルの借款、4～5月にアメリカン・インターナショナル・コーポレーションによる山東江蘇兩運河借款(600万ドル)、5月に1000万ドルのシームス＝カレー借款など——。
- 10) Télégramme de Margerie, directeur des Affaires politiques et commerciales à O. Homberg, délégué financier du gouvernement français aux Etats-Unis, du 8 juillet 1916, Télégramme de Margerie à Londres, Pétrgrade, Tokyo, Washington, Pékin et à O. Homberg, du 8 juillet 1916, MAE(NS), Chine, vol. 375, folio

51 et 55-57.

- 1916年11月のシカゴ大陸商業銀行借款の成立を聞いたフランスから日本へのアメリカの借款団復帰の打診がなされたのは同年12月18日であった。 Cf. 勝田龍夫『中国借款と勝田主計』、133-134頁。
- 11) オクターヴ・オンベール [Octave Homberg] (1876-1941) : フランス金融界の大立者で同姓同名のオクターヴ・オンベール (1844-1907) ——やはり同姓同名の参事院主任調査官 [maître des requête au Conseil d'Etat] の息子。会計検査官 (1871-77)、J. カイヨールの父ウジェーヌ・カイヨール [Eugène Caillaux] 蔵相の官房長、ソシエテ・ジェネラル総支配人 (1880-90)、フランス銀行監査役 (1891-1907)、インドシナ銀行副頭取 (1900-07)、西部鉄道会社副社長・社長、経済鉄道会社社長——の息子で、「金融界の夢想家 [romantique de la finance]」と称された。息子オクターヴ・オンベールはまず外交官の道を選び、1897に研修生として外務省に入る。1905年にT. デルカッセ外相官房付アタッシュェを経て、1906年1月に休暇を取り極東への調査研究に派遣された。帰国後の1907年5月にインドシナ事務長に就任し (~1909)、1909年にはパリ連合銀行頭取L. ヴィラルール [Lucien Villars] に見込まれて同行取締役を迎えられ、間もなく同行副頭取 (1914-17) に就任した。さらに、パリ連合銀行を代表して、モスクワ合同銀行 [Banque de l'union de Moscou] やフランス=セルビア銀行 [Banque franco-serbe] の副頭取なども兼任した。銀行金融界への天下り以来、彼は外務省 (政府) と財界とのパイプ役として重要な役割を果たした。1920年には自らの大事業銀行・フランス植民地金融会社 [Société financière française et coloniale] を設立すると同時に、インドシナ銀行の取締役にも就任した。そうして彼は、フランス植民地金融会社を中心にインドシナの23会社、アメリカの8会社、フランス本国の12会社を支配する一大グループを形成して、第一次大戦後のフランス植民地金融界・財界を代表する大立者となった。アンドレ・オンベール [André Homberg] (1867-1948) ——会計検査官 (1894-1901)、フランス商工銀行支配人、ソシエテ・ジェネラル総支配人 (1913-18)・取締役・副頭取、そして同行頭取 (1922-37) に就任——は彼の従兄に当り、またインドシナ銀行事務長 (1909)・副支配人 (1913)・支配人 (1920)・取締役兼支配人 (1930)・頭取 (1932) のR. ティオン・ド・ラ・ショーム [René Thion de la Chaume] (1877-1940) は義弟に当る。 Cf. *Annuaire diplomatique et consulaire ; Dictionnaire historique des patrons française*, Paris (Flammarion), 2010, pp. 369-371 ; E. Chadeau, *Les inspecteurs des Finances au XIX^e siècle (1850-1914)*, Paris (Economica), 1896, p. 139 et 169 ; PV de la Banque de l'Indochine du 31 janvier 1906 et du 24 avril 1907, AN(SOM), AG(SG), carton 784 ; O. Homberg, *Les coulisses de l'histoire : souvenirs 1898-1928*, Paris (Fayard), 1938 ; Hubert Bonin, *La Banque de l'union parisienne (1874/1904-1974)*, Paris (PLAGE), 2001, pp. 21, 56-57 et 92 ; Jacques Boudet (dir.), *Le Monde des Affaires en France de 1830 à nos jours*, Paris, 1952, pp. 49-50 ; 権上康男『フランス帝国主義とアジア—インドシナ銀行史研究—』東京大学出版会、1985年；篠永宣孝『フランス帝国主義と中国』春風社、2008年、236-237頁。
- 12) Télégramme d'O. Homberg à Briand du 12 juillet, Lettre d'O. Homberg à Briand du 13 juillet, Lettre d'O. Homberg à S. Simon du 14 juillet et Lettre confidentielle de Casenave, agent financier du gouvernement français aux Etats-Unis, à Jusserand, ambassadeur aux Etats-Unis, du 8 août 1916, MAE(NS), Chine, vol. 375, folio 66, 68-72, 75-76 et 148-156.
- 13) Télégramme de Margerie à Pétrougrade, Washington, Pékin et Tokyo, du 7 novembre, Note à l'Ambassade britannique du 7 novembre, Note verbal à l'Ambassade britannique du 28 novembre et Télégramme de Margerie à Pétrougrade, Washington, Pékin et Tokyo, du 30 novembre 1916, MAE(NS), Chine, vol. 376, folio 43, 45-46, 95-99 et 102-103.
- 14) Télégramme de Margerie à Londres, Pétrougrade et Washington, du 26 décembre 1916, MAE(NS), Chine, vol. 376, folio 206-207 ; Télégramme de Margerie à Pétrougrade, Washington, Pékin et Tokyo du 30 novembre, Télégramme de Regnault à Briand du 25 décembre et Télégramme de Margerie à Tokyo et Pékin du 26 décembre 1916, *ibid.*, folio 102-103, 203 et 205 ; [Minute du Dépêche du Ministre des Affaires Etrangères] à M. le Président du Conseil d'Administration de la Banque de l'Indochine du 24 janvier 1917, MAE(SE, AO), Chine, vol. 115, folio 23-24 ; 勝田龍夫『中国借款と勝田主計』ダイヤモンド社、1972年、133-141頁；酒井一臣「新四国借款団と国際金融家—国際協調主義の論理と限界—」、110-111頁。
- 15) British Embassy du 11 janvier 1917, Copy of a telegram addressed by H. M. Ambassador at Tokio to M^r Balfour, dated January 6, 1917, [Note] remise par l'Ambassadeur du Japon du 11 janvier 1917, [Minute du Dépêche du Ministre des Affaires Etrangères] à M. le Président du Conseil d'Administration de la Banque de l'Indochine du 24 janvier 1917, MAE(SE, AO), Chine, vol. 115, folio 7, 8, 9 et 23-24.
- 16) Inter-Group Conference (Minutes of a Meeting of the British, French, Russian, and Japanese Groups, held at the Office of the Hongkong Bank on the 30th January 1917), Lettre de Montplanet au Président du Conseil du 6 février 1917 et Télégramme de Margerie à Londres, Petrograd, Washington, Pékin et Tokyo,

du 7 mars 1917, MAE(SE, AO), Chine, vol. 115, folio 51-52, 50 et 61; 勝田龍夫『中国借款と勝田主計』、138-141頁。

ロンドン会議に先立って、1917年1月25日に開催された借款団のフランス・グループ(BI, CL, CNEP, CIC, BPPB, UP, BFCI, CM)の会合で、借款団フランス・グループは、主としてクレディ・リヨネとパリ国民割引銀行の反対により、計画中の1000万ポンドの対中国借款とその前貸への参加を拒否することを決定していた。Cf. Note de P. Margerie du 25 janvier 1917, Télégramme de P. Cambon du 30 janvier 1917 et Lettre de P. Margerie à Octave Homberg du 31 janvier 1917, MAE(SE, AO), Chine, vol. 115, folio 26-27, 38-39 et 41-42.

- 17) 六国借款団協定が1917年6月18日に失効するので、国際借款団から離脱していたアメリカを含めて、各国政府・銀行団の間で新国際借款団の形成が問題になり始めていた。Cf. 三谷太一郎『ウォール・ストリートと極東』東京大学出版会、2009年、69-105頁。
- 18) 第二次段政権が成立するや否や、1917年7月に中国政府は借款団に対して2000万ポンドの第二次幣制改革借款を申し込んできた。日本はすぐさまそれを引き受ける用意のあることを表明したが、英仏両国は戦争のため到底それに応えることができずに反対し、ロシアも2月革命勃発で政治的危機を迎えており、またアメリカも同年4月に欧州戦争に参戦したばかりでそれに応える状況になかったため——アメリカや連合国の戦費をまかなう自由公債〔Liberty Bond〕発行のため——、結局同借款の要請は流産した。Cf. 松田武『ウィルソン政権の新四国借款団政策——新アメリカ銀行団の結成を中心として——』、12-20頁；勝田龍夫『中国借款と勝田主計』、139-141頁。
- 19) 白井勝美『中国と日本—大正時代—』原書房、103-137頁；勝田龍夫『中国借款と勝田主計』、135-141頁；池田誠『中国現代政治史』法律文化社、1962年、131-140頁。
- 20) 岡部広治「ランシング=石井協定の意義」『歴史学研究』第175号、1954年；長岡真次郎「石井・ランシング協定の成立」『国際政治』第37号、1968年；白井勝美『中国と日本—大正時代—』、172-175頁。
- 21) 新国際借款団の形成については、三谷太一郎『日本政党政治の形成』東京大学出版会、1967年、286-297頁；同『ウォール・ストリートと極東』、78-83頁；平野健一郎「西原借款から新四国借款へ」細谷千博・斎藤実編『ワシントン体制と日米関係』東京大学出版会、1978年、283-320頁；明石岩雄「新四国借款団に関する一考察」『日本史研究』第203号、1979年、1-29頁；同『日中戦争についての歴史的考察』思文閣出版、2007年、52-90、97-101頁；酒井一臣「新四国借款団と国際金融家—国際協調主義の論理と限界—」『史林』87巻2号、2001年、104-133頁；同『近代日本外交とアジア太平洋秩序』昭和堂、2009年、207-225頁；松田武『ウィルソン政権の新四国借款団政策——新アメリカ銀行団の結成を中心として——』『史林』第65巻第3号、1982年；中谷直司「勢力圏外交秩序の溶解——新四国借款団設立交渉(1919-1920)と中国をめぐる列強間関係の変容——」『同志社法学』第323号、2007年、85-174頁；勝田龍夫『中国借款と勝田主計』、133-141頁；白井勝美『中国と日本—大正時代—』、162-172頁；Clarence B. Davis, "Financing Imperialism: British and American Bankers as Vectors of Imperial Expansion in China, 1908-1920", *Business History Review*, Vol. LVI, No. 2, 1982, pp. 236-264; «Besoins Financiers de la Chine» du *Financial Times* du 21 décembre 1922, Archives historiques de BNP Paribas, PTC741/13, 参照。
- 22) Télégramme de Jusserand du 7 juillet 1918, Dépêche de Jusserand à S. Pichon du 12 juillet 1918, [Dépêche de Jusserand] à Robert Lansing du 8 juillet 1918 et Dépêche de Robert Lansing du 9 juillet 1918, MAE(SE, AO), Chine, vol. 116, folio 136, 137-138, 139-141 et 142-145; *The Commercial & Commercial Chronicle* du 10 décembre 1921, AEF, B31602 (BIC, Correspondance, N° 229).
- 23) 日本の新借款団加盟交渉については、三谷太一郎『日本政党政治の形成』東京大学出版会、1967年、286-297頁；酒井一臣「新四国借款団と国際金融家—国際協調主義の論理と限界—」、122-133頁（同『近代日本外交とアジア太平洋秩序』、210-225頁）；中谷直司「勢力圏外交秩序の溶解——新四国借款団設立交渉(1919-1920)と中国をめぐる列強間関係の変容——」；白井勝美『中国をめぐる近代日本の外交』筑摩書房、1893年、56-60頁；服部龍二『東アジア国際環境の変動と日本外交』有斐閣、2001年、20-34頁、参照。
- 24) Note de Parmentier sur le Consortium financier pour les Affaires chinoises du 7 juillet 1921, AEF, B31601 (BIC, Correspondance, N° 77)；AG de la Banque de l'Indochine du 25 mai 1921, AN, 65AQ, A628² (BI).
- 25) 鈴木俊夫「第一次世界大戦前のイギリス海外投資とシティ金融機関」『社会経済史学』第65巻第4号、1999年；西村閑也「チャータード銀行 1890-1913年」西村閑也・鈴木俊夫・赤川元章編著『国際銀行とアジア 1870～1913』慶応義塾大学出版会、2014年、788-795頁；D. C. M. Platt, *Finance, Trade, and Politics in British Foreign Policy 1815-1914*, London (OUP), 1968, pp. 7-33, 262-307；Stanley Chapman, *The Rise of Merchant Banking*, Gregg Revivals, 1992〔スタンレイ・チャップマン著・布目真生/荻原登訳『マーチャント・バンキングの興隆』有斐閣、1987年〕
- 26) 中国興業銀行〔BIC〕の設立問題については、篠元宣孝「ベルトロ兄弟と中国興業銀行の創立—中国に於け

るフランス帝国主義の一考察』『社会経済史学』第55巻第3号、1989年；同『フランス帝国主義と中国』春風社、2008年、参照。

- 27) Note sur le rapport de la BIC avec les Affaires Etrangères du 14 octobre 1921 et Note sur les droits de la BIC sur les revenus des alcools et tabacs du 28 octobre 1921, MAE(SE, AO), Chine, vol. 95, folio 124-125 et 241-244 ; Télégramme de Margerie à Boppe du 7 juin 1918, Télégrammes de Boppe, ministre à Pékin, à Pichon, ministre des Affaires Etrangères, du 10 juin 1918 et Dépêche de Boppe à Pichon du 3 juillet 1918 et son annexe (Dépêche de Boppe à Lou, ministre des Affaires Etrangères de la Chine, du 7 juin 1918 et Dépêche de Lou à Boppe du 1^{er} juillet 1918), ibid., vol. 93, filio 3-4, 6-7, 8 et 9-11 ; PV de la Reunion du Syndicat Français pour les Affaires Chinoises tenue le 7 décembre 1920 à la Banque de l'Indochine à Paris, Archives historiques de BNP Paribas, PTC740/1 ; A.-J. Pernet, *Pourquoi et Comment fut fondée la BIC*, op. cit., pp. 89-90.
- BICが中国政府から獲得した借款・諸権益・担保物件(アルコール・タバコ税など)については、篠永宣孝「中国興業銀行の発展、1913-1914年、(上)、(下)」『経済論集』第99号、第100号、2013年3月、12月、参照。
- 28) Note sur le rapport de la BIC avec les Affaires Etrangères du 14 octobre 1921, MAE (SE, AO) , Chine, vol. 95, folio 124-125 ; Lettre de la Banque de l'Indochine [BI] au Ministre des Colonies du 31 décembre 1921 et son annexe E (Lettre de la BIC à G. Leygues, ministre des Affaires Etrangères, du 9 décembre 1920), ibid., vol. 97, folio 161-175 et 182-183 ; PV de la Reunion du Syndicat Français pour les Affaires Chinoises tenue le 7 décembre 1920 à la Banque de l'Indochine à Paris, Archives historiques de BNP Paribas, PTC740/1 ; William Oualid, *Le Privilège de la Banque de l'Indochine et la Question des Banques Coloniales*, Paris (Marcel Girard), 1923, pp. 162-168.
- 29) Dépêche de G. Leygues à Thion de la Chaume, directeur de la BI, du 18 décembre 1920 (Annexe C à la lettre de la BI au Ministre des Colonies du 31 décembre 1921), MAE(SE, AO), Chine, vol. 97, folio 180.
- 30) 篠永宣孝『フランス帝国主義と中国』、第10章(360-405頁)、参照。
- 31) 篠永宣孝「中国興業銀行の破綻」『東洋研究』第198号、2016年1月、参照。
- 32) Dépêche d'A. Kammerer à Thion de la Chaume du 17 janvier 1921 (Annexe D à la lettre de la BI au Ministre des Colonies du 31 décembre 1921), MAE(SE, AO), Chine, vol. 97, folio 181.
- 33) [Note sur le nouveau Consortium] Finances Chinoises (s. d.), pp. 1-6 et «Besoins Financiers de la Chine» de "Financial Times" du 21 décembre 1922, Archives historiques de BNP Paribas, PTC741/13 ; Dossiers sur le nouveau Consortium et Consortium Chinois : Memorandum du 15 mai 1922 et Syndicat Français pour les Affaires Chinoises : PV d'une Réunion tenue à la Banque de l'Indochine le 5 Décembre 1922 et PV de la Réunion tenue à la Banque de l'Indochine le 25 Mai 1923, ibid., PTC740/1 ; 三谷太一郎『ウォール・ストリートと極東』、4章、7章、8章、参照。
- 34) 英中会社〔BCC〕、中国中央鉄道会社〔CCR〕、北京シンジケート〔PS〕については次の文献を参照。篠永宣孝『フランス帝国主義と中国』；同「北京シンジケートと英仏関係」『経済論集』第96号、2011年10月。
- 35) The British and Chinese Corporation Ltd. : Memorandum par W. S. Nathan et S. F. Mayers du 12 Mai 1924 et Syndicat Français pour les Affaires Chinoises : PV d'une Réunion tenue à la Banque de l'Indochine le 9 juillet 1924 et [Note sur le] Consortium International pour les Affaires Chinoises du 25 octobre 1938 et [Note sur le] Consortium Chinois du 14 Juin 1946, Archives historiques de BNP Paribas, PTC741/1 ; Consortium : Entrevues des 9-10 Novembre 1924 avec le Major Nathan, ibid., PTC354/57-23 ; [Note sur le] Consortium International du 29 Novembre 1924, ibid., PTC356/3.
- 36) The China Consortium : Minutes of meetings of the Consortium Council, held at the offices of J. P. Morgan & Co, NY City, on October 19, 20 and 21, 1925 et Renouvellement de l'Accord du 15 Octobre 1920, le 15 octobre 1925 et Syndicat Français pour les Affaires Chinoises : PV d'une Réunion tenue à la Banque de l'Indochine le 23 décembre 1924, Archives historiques de BNP Paribas, PTC740/1.
- 37) Lettre de la Banque de l'Indochine à la BPPB du 26 Août 1946 et Lettre de la Banque de l'Indochine à HSBC du 23 Août 1946, Archives historiques de BNP Paribas, PTC740/1.

(2015年9月29日受理)